



県章

群馬県報

平成22年
12月14日(火)
第8849号

目次

	ページ
告 示	
○特定有害物質によって汚染されている区域の指定（環境保全課）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○都市計画事業の変更認可（都市計画課）	2
○群馬県景観条例第20条第2号に規定する区域指定（同）	3
公 告	
○群馬県農業振興地域整備基本方針の変更（農政課）	3
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	3
○土地改良事業の完了（同）	5
○土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）	5
○公聴会の開催（下水環境課）	5

■ 告 示

◎群馬県告示第341号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成22年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 邑楽郡明和町大輪667番1の一部、邑楽郡明和町入ヶ谷300番4の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第342号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成22年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

小春急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	多野郡	上野村	乙父	小春	1874番
2	同	同	同	同	甲1862番
3	同	同	同	同	1857番2
4	同	同	同	同	783番3
5	同	同	同	同	792番
6	同	同	同	同	820番1
7	同	同	同	同	820番1
8	同	同	同	同	825番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明